

## 知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂11版】をご購入いただいた皆様へ

第42回(2022年7月10日実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂10版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第42回	2022年7月10日(日)	2022年1月1日
第43回	未定	

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

改訂に関連する法律
文化庁ホームページ(文部科学省) 著作権法の一部を改正する法律案 (施行:令和4(2022)年1月1日) URL : <a href="https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00014.html">https://www.mext.go.jp/b_menu/houan/an/detail/mext_00014.html</a> (概要 : <a href="https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_000013222_1.pdf">https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_000013222_1.pdf</a> )

※2022年3月4日現在

該当箇所	変更前	変更後
<p>P321 Lesson36 著作権の制限 1 許諾なく利用できる場合 新規追加</p>	<p>(5) コンピュータプログラムの バックアップコピー の後に(6)を追加</p>	<p><b>(6) 放送番組のインターネット同時配信等に係る制限</b></p> <p>放送番組のインターネット同時配信等においては、放送では権利者から許諾が得られたものの、同時配信等に関して権利者からの許諾が得られないことを理由に放送番組に用いている音楽・画像・映像等を差し替えるといったことが行われていました。このような実態に対応するため、令和3年法改正において、同時配信等、放送と同等の扱いが可能な配信に対し、円滑な権利処理を実現するため、権利制限規定の拡充等が図られることとなりました。</p> <p>対象となる「放送同時配信等」は、放送に付随して行われる配信形態である、「同時配信（放送と同一のタイミングで配信が行われるもの）」、「追っかけ配信（放送が終了するまでの間に配信が開始されるもの）」、「一定期間の見逃し配信（放送終了後、一定期間内に限り配信が行われるもの）」で、放送等が行われた日から1週間以内に行われること、放送番組等の内容を変更しないこと、放送番組等のダウンロードの防止・抑止する措置が講じられていること、の要件を満たしていることが必要です（著2条1項9号の7）。</p> <p>具体的な権利制限規定として、例えば「学校教育番組の放送等」（著34条1項）では、放送大学やNHKの教育番組のように教育課程の基準に準拠した学校向けの放送番組に用いられる著作物（小説、写真、図表など）について、放送での利用に加え、放送同時配信等でも利用することができます。</p> <p>「国会等での演説等の利用」（著40条2項）では、国会等での演説等について、NHKの国会中継などのように放送での利用に加え、放送同時配信等でも利用することができます。</p> <p>「営利を目的としない上演等」（第38条第3項）では、放送される番組について、非営利・無料で大型のスクリーンに投影したり、営利活動を行う飲食店等でも通常の家用途受信装置（テレビ、ディスプレイ）を用いて見せることができる場所、放送同時配信等も見せることができます。ただし、「見逃し配信」は対象外となっています。</p>